

第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A－1 電波法の目的及び用語の定義に関する次の記述のうち、電波法（第1条及び第2条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法は、電波の公平かつ効率的な利用を促進することによって、公共の福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 2 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 3 「無線局」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための通信設備をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 4 「無線従事者」とは、電波を利用する通信設備の操作及び監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

A－2 次に掲げる者のうち、総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者に該当するものはどれか。電波法（第5条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第72条に規定する電波の発射の停止の命令を受け、その停止の命令の解除の日から2年を経過しない者
- 2 電波法第76条に規定する無線局の運用許容時間の制限を受け、その制限の期間の終了の日から2年を経過しない者
- 3 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 4 電波法第76条に規定する無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者

A－3 次の記述は、アマチュア無線局の免許の申請の審査について述べたものである。電波法（第7条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、電波法第6条（免許の申請）第1項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の(1)から(3)までのいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

- (1) 工事設計が A に適合すること。
- (2) 周波数の B が可能であること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、総務省令で定める C に合致すること。

A	B	C
1 電波法施行令に定めるところ	指定の変更	無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準
2 電波法第3章（無線設備）に定める技術基準	割当て	無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準
3 電波法施行令に定めるところ	割当て	特定無線局の開設の根本的基準
4 電波法第3章（無線設備）に定める技術基準	指定の変更	特定無線局の開設の根本的基準

A－4 次の記述は、無線局の免許人の申請による周波数等の変更について述べたものである。電波法（第19条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人が A 又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、 B と認めるときは、その指定を変更することができる。

A	B
1 識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力	混信の除去その他特に必要がある
2 識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力	電波の規整その他公益上必要がある
3 電波の型式、周波数、無線設備の設置場所	電波の規整その他公益上必要がある
4 電波の型式、周波数、無線設備の設置場所	混信の除去その他特に必要がある

A－5 次の記述は、無線設備の安全施設について述べたものである。電波法（第30条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備には、 ことがないように、総務省令で定める施設をしなければならない。

- 1 電磁環境に影響を与える
- 2 他の電氣的設備の機能に障害を与える
- 3 他の無線設備の機能に重大な障害を与える
- 4 人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える

A－6 次の記述は、電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。電波法（第28条及び第29条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波の周波数の A 、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 受信設備は、その副次的に発する B が、総務省令で定める限度を超えて C に支障を与えるものであってはならない。

	A	B	C
1	偏差及び安定度	高周波電流	他の無線設備の機能
2	偏差及び安定度	電波又は高周波電流	固定業務を行う無線局の運用
3	偏差及び幅	電波又は高周波電流	他の無線設備の機能
4	偏差及び幅	高周波電流	固定業務を行う無線局の運用

A－7 次の記述は、「必要周波数帯幅」の定義について述べたものである。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

「必要周波数帯幅」とは、与えられた発射の種別について、特定の条件のもとにおいて、使用される方式に必要な速度及び質で情報の伝送を確保するためにじゅうぶんな占有周波数帯幅の A をいう。この場合、 B の搬送波に相当する発射等 C の良好な動作に有用な発射は、これに含まれるものとする。

	A	B	C
1	最小値	低減搬送波方式	受信装置
2	最大値	抑圧搬送波方式	受信装置
3	最小値	抑圧搬送波方式	送信装置
4	最大値	低減搬送波方式	送信装置

A－8 次の記述は、電波の強度に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第21条の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（ A をいう。）が電波法施行規則別表第2号の3の3（電波の強度の値の表）に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に、 B のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。
- (1) 平均電力が C の無線局の無線設備
- (2) D の無線設備
- (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備
- ② ①の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

	A	B	C	D
1	電界強度、磁界強度、電力束密度及び磁束密度	無線従事者	20ミリワット以下	移動業務の無線局
2	電界強度、電力束密度及び磁束密度	無線従事者	10ミリワット以下	移動する無線局
3	電界強度、電力束密度及び磁束密度	取扱者	10ミリワット以下	移動業務の無線局
4	電界強度、磁界強度、電力束密度及び磁束密度	取扱者	20ミリワット以下	移動する無線局

A－9 一般通信方法における無線通信の原則に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線通信は、試験電波を発射し無線設備の動作を確認した後でなければ行ってはならない。
- 2 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- 3 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 4 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。

A－10 次の記述は、無線通信（注）の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

- ① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 A 無線通信を傍受してその B を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- ② 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、 C の罰金に処する。

A	B	C
1 特定の相手方に対して行われる	内容	2年以下の懲役又は100万円以下
2 特定の相手方に対して行われる	存在若しくは内容	1年以下の懲役又は50万円以下
3 すべての相手方に対して行われる	存在若しくは内容	2年以下の懲役又は100万円以下
4 すべての相手方に対して行われる	内容	1年以下の懲役又は50万円以下

A－11 次の記述は、無線局の擬似空中線回路の使用について述べたものである。電波法（第57条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、次の(1)又は(2)に掲げる場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。

- (1) A に運用するとき。
- (2) B を運用するとき。

A	B
1 総務大臣又は総合通信局長が行う無線局の検査の際	実用化試験局
2 無線設備の機器の試験又は調整を行うため	実験等無線局
3 総務大臣又は総合通信局長が行う無線局の検査の際	実験等無線局
4 無線設備の機器の試験又は調整を行うため	実用化試験局

A－12 次の記述は、アマチュア局の無線電信通信において、他の無線局を一括して呼び出そうとするときについて述べたものである。無線局運用規則（第13条、第127条及び第261条並びに別表第2号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、免許状に記載された通信の相手方である無線局を一括して呼び出そうとするときは、次の(1)から(4)までに掲げる事項を順次送信するものとする。

- (1) CQ A
- (2) DE 1回
- (3) 自局の呼出符号 3回以下
- (4) B 1回

A	B
1 2回	K
2 2回	BT
3 3回	K
4 3回	BT

A－13 次の記述は、無線電信通信における通報の送信の終了及び通信の終了について述べたものである。無線局運用規則（第12条、第13条、第36条及び第38条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な略符号を表すモールス符号の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 通報の送信を終了し、他に送信すべき通報がないことを通知しようとするときは、送信した通報に続いて次の(1)及び(2)に掲げる事項を順次送信するものとする。
- (1) A
- (2) K
- ② 通信が終了したときは、「 B 」を送信するものとする。ただし、海上移動業務以外の業務においては、これを省略することができる。

A	B
1 - . . . - . .	. - .
2 . - -	. . . - -
3 - . . . - . .	. . . - -
4 . - -	. - .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

1	— — • —	• — •	• —
2	— — • —	• — •	• • • •
3	— — • —	• — •	— • —
4	— — • —	• — •	— — —

$$\begin{array}{cccccccc}
1 & \cdot & - & \cdot & - & \cdot & & \\
2 & - & & & \cdot & \cdot & - & \\
3 & - & \cdot & - & \cdot & & \cdot & - & \cdot & \cdot \\
4 & \cdot & - & \cdot & & \cdot & - & - & \cdot & & -
\end{array}$$

字句	モールス符号
1 PDUWGKHOV	・――・ ―・・ ・・― ・―― ――・ ―・― ・・・・ ――― ・・・―
2 BUHLGEKIT	―・・・ ・・― ・・・・ ・―・・ ――・ ・ ―・― ・・ ―
3 LARZCFXQE	・――・ ・― ・・― ――・・ ―・―・ ・・―・ ―・―― ――・― ・
4 RDMSLPHAN	・―・ ―・・ ―― ・・・ ・―・・ ・――・ ・・・・ ・― ―・

- 1 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる。
- 2 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線従事者に行わせることができる。
- 3 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線従事者に行わせることができる。
- 4 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる。

A	B
1 無線局に対して電波の発射の停止	周波数若しくは空中線電力を制限
2 無線局に対して電波の発射の停止	電波の型式若しくは周波数の指定を変更
3 無線局の運用の停止	周波数若しくは空中線電力を制限
4 無線局の運用の停止	電波の型式若しくは周波数の指定を変更

A－19 総務大臣が無線従事者の免許を与えないことができる場合に関する次の記述のうち、電波法（第42条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 2 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 3 電波法に規定する罪を犯し、過料に処せられ、その納付を終えた日から1年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 4 日本の国籍を有しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。

A－20 アマチュア無線局の検査に関する次の記述のうち、電波法（第73条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、電波法の施行を確保するため特に必要があるときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等（注）を検査させることができる。
注 無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類をいう。以下2、3及び4において同じ。
- 2 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、登録検査等事業者（注）を無線局に派遣し、その無線設備等について総務省令で定めるところにより当該登録に係る検査を行わせることができる。
注 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。
- 3 総務大臣は、電波法第72条の規定により無線局の発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認め電波の発射の停止を命じたときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができる。
- 4 総務大臣は、電波法第72条の規定により電波の発射の停止の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が電波法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申し出があったときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができる。

A－21 次の記述は、通信の秘密について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第37条）及び無線通信規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 構成国は、 A の秘密を確保するため、使用される B 措置をとることを約束する。
- ② 主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、次の(1)及び(2)の事項を禁止し及び防止するために必要な措置をとることを約束する。
 - (1) 公衆の一般的利用を目的としていない無線通信を許可なく傍受すること。
 - (2) (1)にいう無線通信の傍受によって得られたすべての種類の情報について、許可なく、その内容若しくは単にその存在を漏らし、又はそれを C こと。

	A	B	C
1	国際通信	無線通信の秩序の維持に必要な	他人の用に供する
2	重要通信	無線通信の秩序の維持に必要な	公表若しくは利用する
3	重要通信	電気通信のシステムに適合するすべての可能な	他人の用に供する
4	国際通信	電気通信のシステムに適合するすべての可能な	公表若しくは利用する

A－22 次の記述は、無線局の運用について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信局は、 A ために B 電力で輻射しなければならない。

- | A | B |
|------------|---------|
| 1 混信を避ける | 必要かつ十分な |
| 2 混信を避ける | 必要な最小限の |
| 3 業務を満足に行う | 必要かつ十分な |
| 4 業務を満足に行う | 必要な最小限の |

A－23 局の識別に関する次の記述のうち、無線通信規則（第19条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 アマチュア業務においては、すべての伝送は、実行可能な場合には、識別信号を伴うものとする。
- 2 識別信号は、なるべく自動機により容易に聴取できる速度で伝送する国際モールス符号の形式をとらなければならない。
- 3 虚偽の又は紛らわしい識別表示を使用する伝送は、すべて禁止する。
- 4 アマチュア局は、特別取決めにより国際符字列に基づかない識別信号を持つことができる。

A－24 次の記述は、異なる国のアマチュア局相互間の無線通信等について述べたものである。無線通信規則（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 異なる国のアマチュア局相互間の伝送は、アマチュア衛星業務の地上コマンド局と宇宙局との間で交わされる制御信号を除き、 **A** されたものであってはならない。
- ② アマチュア局は、 **B** に限って、 **C** の伝送を行うことができる。主管庁は、その管轄下にあるアマチュア局への本条項の適用について決定することができる。

A	B	C
1 意味を隠すために暗号化	主管庁相互間の特別取決めがある場合	アマチュア局以外の局との国際通信
2 伝送能率を高めるために高速化	主管庁相互間の特別取決めがある場合	第三者のための国際通信
3 意味を隠すために暗号化	緊急時又は災害救助時	第三者のための国際通信
4 伝送能率を高めるために高速化	緊急時又は災害救助時	アマチュア局以外の局との国際通信

B－1 次の記述は、アマチュア無線局の廃止等について述べたものである。電波法（第22条、第23条、第24条、第78条及び第113条）及び電波法施行規則（第42条の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 免許人は、その無線局を廃止するときは、 **ア** なければならない。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 **イ** 以内にその免許状を **ウ** しなければならない。
- ④ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく **エ** を撤去しなければならない。
- ⑤ ④に違反した者は、30万円以下の **オ** に処する。

1 総務大臣の許可を受け	2 3箇月	3 返納	4 送信装置	5 罰金
6 その旨を総務大臣に届け出	7 1箇月	8 廃棄	9 空中線	10 過料

B－2 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

高圧電気（高周波若しくは交流の電圧 **ア** 又は直流の電圧 **イ** を超える電気をいう。）を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、 **ウ** 、絶縁しゃへい体又は **エ** の内に收容しなければならない。ただし、 **オ** のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

1 400ボルト	2 850ボルト	3 750ボルト	4 金属しゃへい体
5 物件に損傷を与えないように	6 300ボルト	7 無線従事者	8 取扱者
9 接地された金属しゃへい体	10 外部より容易にふれることができないように		

B－3 無線局がその免許状に記載された目的等にかかわらず運用することができる通信に関する次の事項のうち、電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 人命の救助に関し急を要する通信（他の電気通信系統によつては、当該通信の目的を達することが困難である場合に限る。）
- イ 他人の依頼による通報であつて、急を要しないものを送信するために行うアマチュア局相互間の通信
- ウ 電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信の訓練のために行う通信
- エ アマチュア局が自己又は他人の金銭上の利益を目的とする業務のために行う通信
- オ 電波の規正に関する通信

B－4 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せのうち、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、その組合せが適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

字句	モールス符号
ア TSURNLWCK	— — . — . — . . — . — — — . — . —
イ ORD IRTKQF	— — — . — . — — — . — — . — — . . . — .
ウ LMBZAJIXS	. — . . . — — — — — . . . — . — — — . . . —
エ RPOVTDGEA	. — . . — — . — — — . . . — — — . — — . . — . —
オ GHNTKCHXU	— — — . — — . — — — . — — . . . —

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B－5 次の記述は、免許等を要しない無線局（注）及び受信設備に対する監督について述べたものである。電波法（第82条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

注 電波法第4条（無線局の開設）第1号から第3号までに掲げる無線局をいう。

総務大臣は、免許等を要しない無線局の無線設備が発する電波又は受信設備が副次的に発する電波若しくは高周波電流が に 障害を与えるときは、その設備の 又は占有者に対し、その障害を するために必要な措置をとるべきことを ことができる。

- 1 継続的かつ重大な
- 2 重要無線通信を行う無線局の運用
- 3 運用者
- 4 所有者
- 5 除去
- 6 有害な
- 7 他の無線設備の機能
- 8 命ずる
- 9 勧告する
- 10 防止

B－6 次の記述は、「有害な混信」の定義について述べたものである。国際電気通信連合憲章附属書（第1003号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

「有害な混信」とは、無線航行業務その他の の運用を し、又は に従って行う の運用に重大な悪影響を与え、若しくはこれを し若しくは する混信をいう。

- 1 安全業務
- 2 制限
- 3 その属する国の法令
- 4 電気通信業務
- 5 意図的に干渉
- 6 特別業務
- 7 妨害
- 8 無線通信規則
- 9 無線通信業務
- 10 反覆的に中断